

## ◎よくある質問

Q1 芽室町内にお店はありますが、事業主(法人、個人)が町外の場合は申請できますか。

A1 芽室町内にお店があり、営業していれば申請可能です。

Q2 芽室町外で営業しているお店は対象になりますか。

A2 芽室町外のお店は対象になりません。

Q3 キッチンカーによる営業は対象になりますか。

A3 町内に拠点となる事業所等があり、町内での営業実態があれば対象になります。(町内に拠点となる事業所等がない場合や、町内での営業実態がない場合は対象になりません。)

Q4 町内で複数の店舗を経営している場合はお店ごとに申請できますか。

A4 申請は事業者 1 回限りになるため、複数の店舗を経営している場合であっても、申請は 1 回限りです。

Q5 補助対象となる事業は。

A5 次の事業が対象です。(複数媒体による組み合わせも可能です)

- ①広報誌すまいる、新聞、雑誌、地域情報誌(フリーペーパーを含む)の掲載又は折込み
- ②ダイレクトメール、チラシ等の印刷及び発送印刷物の作成及び発送
- ③テレビ、ラジオ、インターネット等でのコマーシャル制作及び放送、配信又は掲載

Q6 補助対象とならない事業は。

A6 補助対象とならない事業の主な例は以下のとおりです。(詳細はお問い合わせください。)

- ①対象期間(令和 4 年 4 月 1 日~12 月 31 日)以外に契約や支払い、広告掲載等を行ったもの
- ②サンプル品や見本品の作成、店頭 POP 作成、メニュー表の作成、クーポン・割引券の作成及び引換に関するもの、ノベルティの作成、懸賞品の作成、また、これらの発送に要した費用
- ③自社のホームページの改修費
- ④備品購入費やリース等費用
- ⑤インターネット回線使用料、プロバイダ料、サーバーレンタル代等の費用
- ⑥広告作成者・取材者等へのお土産代や接待費
- ⑦店舗の壁面・屋外の看板設置やリニューアル、社用車・自家用車へのプリント
- ⑧自社(事業者)又は関連会社・グループ内取引等で事業を行ったもの
- ⑨名刺や挨拶状に関するもの
- ⑩求人、採用活動に関するもの
- ⑪国、北海道、町、その他の団体等の補助や助成制度において補助対象となっているもの
- ⑫その他、広告宣伝費用として認められないもの

Q7 町外に新聞折込みやポスティングした場合は対象になりますか。

A7 町外への広告宣伝も対象になります。

Q8 動画制作は対象になりますか。

A8 制作した動画をインターネット上の広告で配信等した場合は制作費及び配信等にかかった費用が対象になります。ただし、自社のホームページ掲載や自社(個人含む)による SNS への投稿の場合は動画制作費のみが対象になります。

Q9 スポーツチームのユニフォームへの社名掲載は対象になりますか。

A9 スポンサー契約等に基づくものは対象外です。

Q10 広告にクーポンや割引券を付けた場合、割引や特典にかかった費用は対象になりますか。

A10 広告掲載は対象ですが、クーポン・割引券の引換等に関するものは対象外です。

Q11 長期間(1年以上)SNS 上で掲載する契約をしたが、対象になりますか。

A11 令和4年4月以降に契約し、令和4年12月31日までに広告掲載、支払いを完了したものが対象になるため、期間中に広告掲載されていないものや、支払いを完了していないものは対象外です。

Q12 インフルエンサーとの契約に基づく PR 費用は対象になりますか。

A12 広告宣伝に関する契約を結び、SNS 等で PR が行われたもので、広告宣伝の対価として認められるものは対象になります。

Q13 複数の会社で合同で新聞折込み(例:片面 A 社、片面 B 社)した場合、対象になりますか。

A13 対象になります。例の場合、A 社、B 社でそれぞれ申請していただくことになるため、見積書や領収書は A 社、B 社それぞれで用意してください。

Q14 農業を営んでいますが、6 次産業化の取組として商品を開発し、それを販売するための広告宣伝は対象になりますか。

A14 事業の決算(確定申告等)において、農業所得となっている場合は対象になりません。

Q15 インターネット上の広告やラジオなどの広告を行った場合、事業が実施されたことが確認できる書類はどのようなものを添付すれば良いですか。

A15 広告画面のスクリーンショット、ラジオ局が作成した CM 放送スケジュールなど、事業が実施されたことが確認できるものを添付してください。

Q16 雑誌やフリーペーパーなどに掲載した場合、事業が実施されたことが確認できる書類として、雑誌やフリーペーパーの冊子を添付する必要がありますか。

A16 該当するページをコピー(カラーで広告掲載した場合はカラーコピー)して、欄外に雑誌等の名前、発行日を記載して添付してください。(冊子そのものの提出は不要です。)

Q17 申請書類等をダウンロードしたい。

A17 町ホームページからダウンロードしてください。QRコードはこちら→

